

個別農業機械別留意事項

本資料は、「農作業安全のための指針」の参考資料として主要な農業機械について、農作業事故を防止する上で必要な留意事項を具体的にとりまとめたものである。

とりまとめに当たっては、個々の農業機械ごとに、機械間の記述の重複をいとわず、極めて基本的な事項から導入、作業、管理等一連の場面に渡る留意事項に至るまで完結した内容とし、その機械を使用した作業の安全を確保する上での要点を短時間で理解できるものとするよう心がけた。

今回取り上げたのは、乗用トラクター、歩行用トラクター、農用運搬車、動力刈払機、田植機及び野菜用等移植機、防除機、穀物用収穫機、動力摘採機、単軌条運搬機、共同乾燥調製・貯蔵施設であるが、今後、機械の普及状況等を踏まえ、さらに機械を追加していく予定である。

なお、現時点で本資料で取り上げていない機械については、本編の「基本事項」、「機種別グループ別事項」を参考とされたい。

第1	乗用トラクター	1
第2	歩行用トラクター	7
第3	農用運搬車	11
第4	動力刈払機	15
第5	田植機及び野菜用等移植機	18
第6	防除機	22
第7	穀物用収穫機	27
第8	動力摘採機	32
第9	単軌条運搬機	36
第10	共同乾燥調製・貯蔵施設	40

第1 乗用トラクター

1 適用範囲

作業機を装着、けん引又は駆動して作業を行う農耕用のトラクターであって、乗車して作業が可能なものに適用する。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ 道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許を取得すること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着

ア 機械の転倒、転落による事故が多発しているため、安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。

イ 安全フレームが可倒式の場合、納屋の出入りなどフレームが接触する場合を除き、運転時はフレームを立て、確実に固定して使用すること。なお、安全フレームを倒した状態では、シートベルトを着用しないこと。

ウ 安全フレーム等に強度に影響する破損、曲がりなどが発生した場合は直ちに交換すること。

(4) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。また、安全フレーム、キャブに穴をあける等の改造を絶対に行わないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、保護めがね、イヤーマフ、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

機械へ巻きこまれる恐れがある作業では、手袋を着用しないこと。

- (3) 体調
体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。疲労を感じたときには、休憩をとること。
- (4) 天候
悪天候の際に、無理して作業しないこと。
- (5) 点検、整備
使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4 運転操作

- (1) 機械への乗り降り
 - ア 原則として、機械を背にして乗り降りはしないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。
 - イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはないこと。
 - ウ クローラー式の場合、転倒の恐れがあるので、クローラーに足をかけて乗り降りしないこと。
- (2) 運転席まわり
 - ア ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。
 - イ 作業者の乗車位置以外の場所に人を乗せないこと。
- (3) エンジン始動、発進
 - ア エンジンの始動は、必ず運転席に座り、各種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で、周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図をしてから行うこと。
 - イ 発進は、周囲の安全を確認した上でゆっくり行うこと。
- (4) 移動走行時
 - ア わき見、手放し運転をしないこと。
 - イ 急な発進、旋回、停止はしないこと。凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。特に、作業機の装着や物品の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。
 - ウ 重量のある後方直装式の作業機を装着して走行する場合は、前輪にかかる荷重が減少して操舵しにくくなるので、速度を下げた走行し、必要に応じてバランス・ウエイトを装着すること。
 - エ 左右独立ブレーキの付いた機械では、走行、登降坂、畔越え時には、左右のブレーキペダルを連結すること。
 - オ 本機と作業機の幅や高さの違いに注意し、防除機のブーム、代かきローター等の幅が広いものは折りたたむこと。また、装着すべき防護カバー等は装着すること。
 - カ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際には直角に行い、段差が大きい場合は歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。
 - キ 降坂時には、クラッチを切ったり、変速を中立にして惰性で走行しないこと。
 - ク 駐車などで機体から離れるときは、平坦地を選び、昇降部を下げ、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。止むを得ず傾斜地で機体を離れるときには、車止めもしておくこと。

燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

ケ クローラー式の場合、車輪式とは旋回半径、旋回中心位置が異なることを理解しておくこと。また、凹凸を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

(5) 道路走行時

ア 作業機は取り外し、装備すべき部品は取り付けること。

イ 作業灯を消灯し、デフロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守して走行すること。左右独立ブレーキのついたものでは、左右のブレーキペダルを連結すること。

ウ 一般の自動車との速度差が事故につながることが多いので、低速車であることを表示するマーク（以下「低速車マーク」という。）、反射マーク等で目立つようにし、機体幅も反射マークや反射テープの貼付等により一般の自動車から認識されやすくすること。

エ けん引を行う場合は、トレーラーや被けん引車の連動ブレーキの作動を確認すること。

オ 原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

(ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 作業機、アタッチメントの状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で極力低速で行い、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。

(ウ) クローラー式の場合、運搬用車両の荷台と歩み板の継ぎ目を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、注意すること。

(エ) 運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ 機体の固定

本機には駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

(8) 作業機、アタッチメントの着脱

ア 事故や故障の原因となるので、作業機の用途、性能、必要なトラクターの出力、質量等の仕様を確認すること。

イ 本機と作業機の取扱説明書は別であるので両方を使用前に熟読すること。読んだ後もすぐ閲覧できるところに保管すること。

巻きこまれや、機械を破損する恐れがあるので、事前にトラクターPTO軸と作業機の回転方向、適正な回転数を確認してから使用すること。

ウ 着脱は、平坦で十分な強度を持つ床面上で、かつ、周囲のスペースに十分な余裕がある場所で行うこと。着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、作業機にスタンド等がついている場合は、必ずスタンド等を使用して機械を安定させた上で行うこと。

エ PTO伝導軸は適切な長さのものを使用し、連結は確実にすること。ピンの抜け止めを忘れないこと。防護カバーの回り止めチェーンも確実に固定すること。

操作不能や破損の原因となるため、作業機の油圧ホース、ワイヤーハーネスを正しい組み合わせで、確実に接続すること。

転倒の恐れがあるので、けん引は専用のけん引ヒッチを用い、絶対に車軸やトップリンク等で行わないこと。

オ 着脱時に外した安全カバーは必ず装着すること。

カ 機体のバランスをとるために、適切なバランス・ウエイトを取り付けること。なお、バランス・ウエイトは、腰痛にならないように注意して取り扱うこと。

キ 巻きこまれる恐れがあるので、PTOを使用しないときには、PTO軸キャップを装着しておくこと。

5 作業中

(1) 基本

ア 補助作業者を使う機械作業では、発進、作業機の動力の入り切りは補助作業者に合図して安全を確認した上で行うこと。また、補助作業者の体格、体力を考慮して、作業負担が過重とならないように作業速度等を調節すること。

イ 機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、キーを抜くこと。

ウ 作業機ごとに特有な作業方法、適切な作物条件等を習得しておくこと。

作業機、積荷の形態、質量、大きさによって、重量バランス、操向性能、ブレーキ性能等が変化することを考慮して運転すること。

(2) 転倒、転落防止

ア 必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せないこと。

作業機に補助作業者が乗車する場合には、転落防止ガードやチェーンをかけること。

イ バランス・ウエイトの代わりに人を乗せないこと。

ウ 急旋回、急発進、急停止はしないこと。

エ 転倒の恐れがある急な傾斜地で作業しないこと。また、作業方法を工夫すること。

オ 旋回時前輪増速機構は、高速走行時や傾斜地では使用しないこと。また、フロントローダー装着時にも使用しないこと。

カ 重量物のつり上げの際には、機体が動揺して転倒する恐れがあるので、斜めづりは避け、走行、旋回は低速で行うこと。

(3) 衝突、挟まれ、巻き込まれ防止

ア 機械の通路に、機体や安全キャブ・フレームに接触する障害物がないか確認すること。

また、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、衝突や挟まれる恐れがあるので、

配管、支柱、誘引ワイヤー等の障害物に注意すること。

イ 伴走車と組作業を行う場合は、合図を決めておき、協調性を持って作業できるようにすること。

ウ 収穫物等の運搬車への移し替えの際には、衝突や人の挟まれ等に注意しながら行うこと。

作業機や積載された荷物によって周囲が見にくい場合には、誘導者を決め誘導に従うこと。

エ 作業機への巻きつき、詰まり等を除去する際には、トラクターのエンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合には、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておくこと。

オ 脱穀機やさい断機等では、詰まりに注意し無理な投入は行わないこと。また、排出口からの飛散物や排出物の堆積による詰まりにも注意すること。

(4) 排ガス中毒防止

室内やビニールハウス内では、排ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、十分換気しながら暖機運転や作業を行うこと。

(5) 火傷防止

ア 熱湯が噴出して火傷をする恐れがあるので、運転中、停止直後は、ラジエータの圧力キャップを絶対に開けないこと。

イ 点検、整備で内部に触れる場合は、火傷をする恐れがあるので、極力機械が冷めた状態で、厚手の手袋等で十分な防護してから行うこと。

(6) 作業機の利用（装着方式別）

ア けん引式作業機

(ア) けん引時、カーブを曲がる時には、内輪差に注意しながら運転すること。後退時には逆ハンドルになるので、慎重に行うこと。

(イ) 降坂時には、ブレーキの効きが悪くなるので、エンジンブレーキ、作業機連動ブレーキを併用すること。また、ジャックナイフ現象が起こる恐れがあるので、急ブレーキ、急旋回を行わないこと。

(ウ) ほ場内の作業を行う際には、作業前に機械が余裕をもって旋回できる枕地を設けること。

(エ) ダンプ装置付きの場合、転倒する恐れがあるので、走行中のダンプ操作は極力行わないこと。また、急傾斜地では、ダンプ操作は行わないこと。

荷台下での点検整備は、荷台の落下防止装置を固定にしてから行うこと。

(オ) フォーレンジハーベスターとワゴンの組合せ等多連式の場合には、運転が複雑になるので、十分注意して運転すること。

イ 後方直装式作業機

後退式の作業機では、後向きで不慣れな作業となるので、十分に注意しながら作業するとともに、首や腰に負担がかかりやすいので、随時休憩をとること。

ウ 側方オフセット作業機

傾斜地で等高線方向に作業する場合には、極力オフセット側を山側にすること。

エ 前方装着式作業機

(ア) 前輪空気圧は、前輪荷重に見合う圧力にしておくこと。

(イ) 前方視界が狭くなるので、周囲に気を付けながら作業すること。

(7) 資材等の取扱い

ア 牧草、堆肥等は、水分によって比重、流動性等物理性が大きく異なることを念頭に置いて梱包、運搬作業を行うこと。

イ タンク等に液体を入れて移動する場合は、重心が移動し機械が不安定になることがあるので、低速で行うこと。

ウ キャブのエアコンに農薬用フィルターが装備されていない場合には、農薬散布の際に外気を遮断し、保護具を装着して作業すること。

(8) 騒音、振動

ア 送風機を持つ作業機は、騒音が大きいものが多いので、イヤーマフ等適切な保護具を用い、長時間の連続作業は避けること。

イ あぜ塗り機、振動サブソイラー等は、振動が大きいものが多いので、長時間の連続作業は避けること。

6 作業後

(1) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、平坦な場所に置き、駐車ブレーキをかけ、エンジンを止めて、可動部が停止してから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは、終了後必ず装着すること。

イ 昇降部を上げて点検するときは、ロックをかける等の落下防止措置を施すこと。

ウ ジャッキアップの際は、エンジンを停止させ、平坦で十分な強度を持つ床面上で行い、機械の所定位置にかけ、ジャッキとトラクターの安定を確認しながら行うこと。

エ 火災の恐れがあるので、バッテリー、配線、マフラー、エンジン周辺部は常に清掃しておくこと。また、シートカバーは、マフラー、エンジンが十分冷えてからかけること。

オ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

カ 尿散布機のタンク掃除では、タンク内に転落する恐れがあるので、梯子を固定してから昇降すること。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録等

(ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(イ) 法律に基づく点検は必ず受けること。法律の規定がなくても、年に1回は認定整備施設（「農業機械整備施設設置基準」昭和44年5月31日付け44農政第2285号農林水産事務次官依命通知）等で整備すること。

イ 機械の保管

(ア) 格納庫は、十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(イ) トラクターは、昇降部を下げ、キーを抜いて保管すること。

(ウ) 搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ずスタンド等を使用すること。これ以外の作業機は、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

(I) フォーク付きのアタッチメントは、フォークの先端をカバーしておくこと

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第2 歩行用トラクター

1 適用範囲

作業機を装着、けん引又は駆動して作業を行う農耕用のトラクターであって、歩行しながら作業を行うものに適用する。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ トレーラーをけん引して道路を走行できるものについては、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許証を取得すること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 機械の目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、保護めがね、イヤーマフ、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

機械へ巻きこまれる恐れがある作業では、手袋を着用しないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4 運転操作

(1) エンジン始動、発進

- ア 主クラッチ入り切り等の操作方法が機種によって異なる場合があるので注意すること。
- イ エンジン始動は、事前に周囲をよく確認し、周囲に作業者などがいる場合は、合図を行い、安全を確認してから、変速レバー、各種作業クラッチレバー等が中立又は停止位置にあり、駐車ブレーキがあるものはそれがかかっていることを確認した上で行うこと。
リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。
- ウ 発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。

(2) 走行、駐車時の注意

- ア 移動は、極力自走せずにトラック等で運搬すること。
- イ ハンドルの向きが変わる機械では、移動時には正規の位置で確実に固定してから行うこと。
- ウ 転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。
- エ 急な傾斜地や坂道では、機械の暴走を招く恐れがあるので変速操作をしないこと。
操向クラッチを有する機械の場合、急斜面では車体がレバーを引いた方向とは逆に旋回することがあり危険なので、操向クラッチを使用せずにハンドルで旋回すること。
- オ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えは直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。
- カ 挟まれや転倒の恐れがあるので、後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。
- キ 機体から離れるときは、平坦地を選び、エンジンを停止し、駐車ブレーキがあるものはそれをかけ、キーも抜いておくこと。
燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

(3) 燃料補給

- 火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(4) 排ガス中毒防止

- 室内やビニールハウス内では、排ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、十分換気しながら、暖機運転や作業をすること。

(5) 火傷防止

- ア 熱湯が噴出して火傷をする恐れがあるので、運転中、停止直後は、ラジエータの圧力キャップを絶対に開けないこと。
- イ 点検、整備で内部に触れる場合は、火傷をする恐れがあるので極力機械が冷めた状態で、厚手の手袋等で十分な防護してから行うこと。

(6) 機械の運搬

- トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

- (ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。
- (イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角

度15度以下になるよう長さが運搬車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。
歩み板のフックを確実に運搬車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 積み下ろしは、作業機、アタッチメントの状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。

水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意すること。

ウ 機体の固定

十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

(7) 作業機、アタッチメントの着脱

ア 作業機等の着脱は、平坦で十分な強度を持つ床面上で、かつ、周囲のスペースに十分な余裕がある場所で行うこと。

イ P T O軸との連結は確実にを行い、着脱時に外した安全カバーは必ず装着すること。

ウ P T O軸を使用しないときには、P T O軸にカバーをすること。

輪距調節や作業機脱着は支えの台やスタンドを使用すること。

(8) トレーラーけん引時

ア 機械への乗り降り

転落の恐れがあるので、乗り降り時にはステップを踏み外さないよう注意すること。
転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。

イ 運転席まわり

運転席に座って運転操作すること。

足元に物があるとペダルを踏む妨げになり、危険なので置かないこと。

運転者以外に人を乗せないこと。

ウ 積荷の積載時

(ア) トレーラーの鳥居部分に過大な荷重をかけると折れて押し潰される恐れがあるので、長大物等を多量にもたれかけさせて積載しないこと。

(イ) 原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

エ 道路走行時

(ア) 事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。

(イ) 降坂時には、ブレーキの効きが悪くなるので、エンジンプレーキを併用すること。

(ウ) トレーラーをけん引している場合は、急旋回等を行うとジャクナイフ現象が起こる恐れがあるので、操向クラッチの操作を行わず、ハンドル操作で旋回すること。

5 作業中

(1) 挟まれ、巻き込まれ防止

ア 作業機は、作業時以外は停止させること。不用意にロータリーの下に足を入れないこと。
イ 後進時には、転倒して作業機に巻き込まれる危険性や物と機械の間に挟まれる危険性が高いので、路面やほ場の状態、後方の障害物等に注意すること。

また、後進は、ハンドルが持ち上がりやすいので、エンジン回転を下げ、しっかり押さえながら、ゆっくりとクラッチをつなぐこと。

ウ 旋回は、周囲や足元を確認しながら行い、畔ぎりぎりまで作業しないこと。

エ 衝突や挟まれる恐れがあるので、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイヤーなどの障害物に注意すること。

(2) 転倒防止

ア 坂道、傾斜地では、操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。

イ 車軸耕うん式の場合、耕うん作業は、暴走しないように、抵抗棒を作用させて作業すること。

(3) 定置作業

P T O軸にベルトをかけて動力を取り出す作業では、エンジンを回しながらベルト掛けをしないこと。ベルトに巻きこまれないように周囲に柵等を設置すること。

(4) その他

ア 長時間の歩行により疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

イ 移動走行速度段は、ほ場内作業で使用すると高速になり危険なので、ほ場内作業では使用しないこと。

6 作業後

(1) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

イ 故障や異常時の点検、巻き付き除去時などにはエンジンを必ず停止させること。

ウ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録等

(ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(イ) 年に1回は認定整備施設等で整備すること。

イ 機械の保管

(ア) 格納庫は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(イ) キーを抜いて保管すること。

(ウ) トレーラー、直装式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ずスタンド等を使用すること。これ以外の作業機は、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第3 農用運搬車

1 適用範囲

自走式の農用運搬車両に適用する。ただし、一般的に広く使用されるトラックやけん引式トラクター等は含まない。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ 道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許証を取得すること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 機械の目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法等を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4 運転操作

(1) 乗用型機械への乗り降り

ア 転落の恐れがあるので、乗り降り時にはステップを踏み外さないよう注意すること。ス

トップの泥は随時取り除くこと。

イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。

(2) 乗用型機械の運転席まわり

ア ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。

イ 作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。

(3) エンジン始動

ア エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。

イ リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。

(4) 走行、駐車時の注意

ア 発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。

イ 転落の恐れがあるので、座席以外の部分には乗らないこと。

ウ 転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、物品の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。

操向クラッチを有する機械の場合、急斜面では車体がレバーを引いた方向とは逆に旋回することがあり危険なので、操向クラッチを使用せずにハンドルで旋回すること。

エ 凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。

急な傾斜地や坂道の途中で、急発進、急旋回、急停止、クラッチ操作、変速操作をしないこと。降坂時はエンジンブレーキを併用すること。

オ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。

カ 転倒の恐れがある急な傾斜地で走行しないこと。また、傾斜地では、等高線方向に極力走行しないこと。

キ 挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。また、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイヤーなどの障害物に注意すること。

ク クローラー式の場合、車輪式とは旋回半径、旋回中心位置が異なることを理解しておくこと。また、凹凸を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

ケ 機体から離れるときは、平坦地を選び、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーマも抜いておくこと。止むを得ず傾斜地で機体を離れる際は、車止めもしておくこと。

また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

(5) 道路走行時の注意

ア 道路を走行できない機械は、トラック等で運搬すること。

イ 交通事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。

ウ 旋回不能になるので、デフロック付き機械の場合、道路走行時にデフロックをかけない

こと。

エ 原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

運搬のためにトラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

(ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 積み下ろしは、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。

(ウ) 運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ 機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

5 作業中

(1) 荷崩れ、転倒防止

ア 転倒や衝突の原因となるため、定められた積載量を超えて荷物を積載しないこと。また、荷崩れや転倒の恐れがあるので、積荷を荷台からはみださせないこと。

運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。また、運搬車の後方で操作を行う場合、前方確認ができるような高さに積むこと。

イ 積荷が片寄ると転倒する恐れがあるので、必ず荷台全体に均等に載せロープ等で確実に固定すること。特に、コンテナなどを数段重ねる場合は確実に固定すること。

ウ 荷下ろしは、積荷の上から順に行い、中抜きをしないこと。

エ 傾斜地や坂道では、極力荷物の積み下ろしを行わないこと。また、積荷を減らし、低目にする。

オ 薬液タンク等に液体を入れて運搬する場合は、重心が移動し機械が不安定になることがあるので、低速で行うこと。

(2) ダンプ装置付き機械

ア 走行しながらのダンプ操作は転倒する恐れがあるので、行わないこと。

イ 急傾斜地では機械が不安定になり、転倒の恐れがあるので、ダンプ操作は行わないこと。

ウ 荷台下での点検整備は、荷台の落下防止装置を固定にしてから行うこと。

(3) クローラ式機械

凹凸を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

(4) 歩行型機械

後進時には、人の挟まれ、転倒、ひかれ等がないように、路面状態、後方の障害物に注意すること。

(5) 乗用・歩行兼用型機械

乗用、歩行切り替えのためにハンドルを回動させた後は、確実にハンドルを固定すること。ハンドルを回動させた場合には、操作方向と操舵方向が逆になるので、方向の変化を確認しながら運転すること。

6 作業後

(1) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させてから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

イ 故障や異常時の点検を行う際にエンジンを必ず停止させること。

ウ 荷台を上げて点検するときは、ロックを掛ける等の落下防止措置を施すこと。

エ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録等

(ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(イ) 法律に基づく点検は必ず受けること。法律の規定がなくても、年に1回は認定整備施設等で整備すること。

イ 機械の保管

(ア) 格納庫は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(イ) 昇降部を下げ、キーを抜いて保管すること。

(ウ) 搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ずスタンド等を使用すること。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第4 動力刈払機

1 適用範囲

肩掛式又は背負式の動力草刈機に適用する。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。飛散防護カバーを取り外したり、ずらしたりしないこと。また、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法等を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、保護めがね又はフェイスシールド、イヤーマフ、すね当て、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

寒冷時や温度の低い早朝等における作業では、振動障害等の危険性が高まるので、作業を避けるか、手を十分暖めてから行うこと。

(5) 点検、整備

ア 使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

点検に際しては、緊急離脱装置の作動を確認する他、各部のネジの緩み、刈刃のひび割れや破損、摩耗等の有無を確認すること。点検後は、刈刃は確実に固定し、取り付けした後、回り止め工具を必ず外すこと。なお、刈刃を取り扱う際には手袋を着用すること。

イ 点検の際に飛散物防護カバーを外した場合は指定された位置に必ず取り付けること。

ウ 肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスを良くすること。

エ 非常時に機械をすぐ切り離せるように訓練しておくこと。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 作業環境の整備

作業現場の異物（石、空きかん、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すること。

4 作業中

(1) エンジン始動、停止

ア 始動は、給油場所から3m以上離れた場所で、地面に置いて、刈刃を地面から浮かせた状態で行うこと。

イ リコイルスターターを引く際には周囲にぶつからないか確認すること。また、感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

ウ エンジンが完全に停止するまで、停止スイッチは復帰させないこと。

(2) 刈刃による傷害防止

ア 指定された刈刃以外は使用しないこと。

イ すべり止め付きの靴を履き、転倒しないように足場を確認しながら作業すること。傾斜地では、足場を確保しながら等高線方向に作業すること。急傾斜地では作業を行わないこと。

ウ 作業中は、人、動物との間に15m以上の距離を設けること。

エ 複数で作業を行う際は、相互の位置状況を把握した上で安全確保すること。

近づこうとしている者を認めたときは、速やかにエンジンを停止し安全な状態になってから接近を許すこと。

オ 作業者と連絡をとる場合には、作業者の前方に回り遠くから呼びかける等、安全な方法によること。

カ 機械を地面に置くときには、必ずエンジンを停止させ、刈刃が停止してから行うこと。

キ 刈刃への巻き付き、詰まりを除去するときには、必ずエンジンを停止させ、刈刃が停止してから行うこと。

ク 移動時には、エンジンを停止させ、刈刃カバーを装着すること。

ケ 梯子や踏み台等の上での作業は、決して行わないこと。

(3) キックバック防止

ア ハンドルは両手で握り操作すること。機械は、肩掛けバンドに接続して使用すること。

イ 一般的な反時計回りの刈刃では、右側で刈ると作業側側に跳ね返されて刈刃と接触する恐れがあるので、必ず左側で刈り払うこと。

ウ 刈刃を岩、石、切株等障害物に接触させると作業側側に跳ね返され刈刃と接触する恐れがあるので、刈刃を無理に振り回したり、地面に食い込ませたりしないこと。また、刈払機で樹木の枝を伐採しないこと。

エ 障害物に接触させた場合は刈刃が損傷していることがあるので、刈刃を点検すること。

(4) 飛散物からの防護

ア 飛散物による眼の障害が多発しているため、必ず保護メガネやフェイスシールドを着用すること。

イ 膝より高く持ち上げると飛散物が顔面に衝突する可能性が高くなるため、刈刃を膝より高く持ち上げないこと。

(5) その他

ア 適正なエンジン回転数で作業すること。

イ 使用中及び使用直後は火傷の恐れがあるため、マフラー及び高温部に触れないこと。

5 作業後

(1) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、必ずエンジンを停止させ、刈刃が停止してから行うこと。

イ 点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

イ 機械の保管

燃料を抜き、関係者以外が手を触れないよう安全な場所に保管すること。その際、刈刃カバーは必ずつけておくこと。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第5 田植機及び野菜用等移植機

1 適用範囲

水稲又は野菜等の苗の移植用機械に適用する。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ 道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許を取得すること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法、動力の遮断方法等を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

機械へ巻きこまれる恐れがある作業では、手袋を着用しないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4 運転操作

(1) 乗用型機械への乗り降り

- ア 原則として、機械を背にして乗り降りはしないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。
 - イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。
- (2) 乗用型機械の運転席まわり
- ア ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。
 - イ 作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。
- (3) エンジン始動
- ア エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキが掛かっていることを確認した上で行うこと。
乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。
 - イ リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。
- (4) 走行、駐車時の注意
- ア 発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。
 - イ 転落の恐れがあるので、座席以外の部分には乗らないこと。
 - ウ 転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、苗や肥料の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。歩行型機械の場合、坂道では、操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。
 - エ 凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。
傾斜地、坂の途中で、変速操作をしないこと。
 - オ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。
また、ほ場の出入口のスロープを上る場合では、前輪が持ちあがったり、滑りやすいので後進で、降りる場合は前進で、ゆっくり走行すること。その際、植付部自動水平装置等は切っておくほか、補助苗載せ台、肥料ホッパーに苗や肥料等を積載していると不安定となるので、あらかじめ物を降ろすこと。
 - カ 衝突の恐れがあるので、移動時には、折りたたむべきところは折りたたみ、装着すべき防護カバー等は装着すること。
 - キ 挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。また、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイヤーなどの障害物に注意すること。
 - ク 機体から離れるときは、平坦地を選び、昇降部を下げ、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。
また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。
- (5) 道路走行時の注意
- ア 道路を走行できないものは、トラック等で運搬すること。
 - イ 交通事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。
 - ウ 旋回不能になるので、デフロック付き機械の場合、道路走行時にデフロックをかけない

こと。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを確実に連結すること。

エ 原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

(ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 積み下ろしは、アタッチメント等の状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。また、自動水平制御装置付きの機械は、機体が急に傾いて転倒する恐れがあるので、その機能を切って行うこと。

(ウ) 運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ 機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

5 作業中

(1) 転落、転倒防止

ア 足に泥がついていると特に滑りやすいので、よく落してから乗車すること。また、苗箱の積み込みで畦畔を歩行するときにも、注意すること。

イ 暗渠敷設の後には溝跡が軟弱であるので、補助車輪を付ける等して車輪を落とさないよう走行すること。

(2) 巻き込まれ、挟まれ防止

ア 植付爪に石、ワラ等異物をかみ込んだ場合には、エンジンを止め、作業部が停止してから除去すること。

イ 不用意に植付部の下に入ったり、足を踏み込まないこと。植え付け部の下に入る場合は、必ず昇降部落下防止装置を固定にしてから行うこと。

(3) 資材の取扱

ア 苗マットや肥料袋の取扱いは、腰を痛めないように注意しながら行うこと。

イ 施肥機や農薬散布機を併用する場合には、資材の説明書をよく読み適切に使用すること。

(4) その他

ア 土中には雑菌が生息しているので、負傷した場合にはすぐ消毒すること。

イ 歩行型機械の場合には、長時間の歩行により疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

6 作業後

(1) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

イ 昇降部を上げて点検するときは、ロックを掛ける等の落下防止措置を施すこと。

ウ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録等

(ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(イ) 法律に基づく点検は必ず受けること。法律の規定がなくても、年に1回は認定整備施設等で整備すること。

イ 機械の保管

(ア) 格納庫は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(イ) 機械は昇降部を下げ、キー抜いて保管すること。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第6 防除機

1 適用範囲

農薬を散布し病害虫や雑草の防除を行う機械に適用する。ここでは、動力噴霧機（ブームスプレーヤ、スピードスプレーヤ等）、動力散粉機等を想定している。なお、無線操縦式ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号、農蚕園芸局長通知）及び「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」（(社)農林水産航空協会）によること。

また、トラクター用作業機については、乗用トラクターに関する事項も参考にすること。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ 道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許を取得すること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法、動力の遮断方法等を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

薬剤防除専用の作業衣、保護めがね、イヤーマフ、マスクなどの保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用し、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候や風の強いときには、無理して作業を行わないこと。

(5) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。特に配管の劣化、損傷、コネクタの接続を確認すること。

(6) 農薬の使用法の注意

使用前に農薬容器のラベル、取扱説明書をよく読み、正しく使用すること。

(7) 周辺への配慮

あらかじめ周辺の民家等に散布作業の時間帯を連絡し、戸締り等を喚起すること。風向きや周囲に注意し、作業はできるだけ風のない時間帯に行うこと。

また、作業中は人を近づけないようにすること。

4 運転操作

(1) 乗用型機械への乗り降り

ア 原則として、機械を背にして乗り降りはしないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。

イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りしないこと。

(2) 乗用型機械の運転席まわり

ア ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。

イ 作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。

(3) エンジン始動

ア エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。

イ リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。

(4) 走行、駐車時の注意

ア 発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。

イ 転落の恐れがあるので、座席以外の部分には乗らないこと。

ウ 転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、作業機の装着や物品の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。操向クラッチで操向する機械の場合、急斜面では車体がレバーを引いた方向とは逆に旋回することがあるので、注意すること。

エ 凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。

傾斜地、坂の途中で、変速操作をしないこと。

オ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。

カ 転倒の恐れがある急な傾斜地で走行しないこと。また、傾斜地では、等高線方向に極力走行しないこと。

キ 衝突の恐れがあるので、移動時には、折りたたむべきブーム等は折りたたみ、装着すべき防護カバー等は装着すること。

ク 挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。また、ビニールハウス等の施設内で作業を行うときは、配管、支柱、誘引ワイ

ヤーなどの障害物に注意すること。

ケ クローラ式では、車輪式と旋回半径、旋回中心位置が異なることを理解しておくこと。

コ 機体から離れるときは、平坦地を選び、昇降部を下げ、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。止むを得ず傾斜地で機体を離れる際は、車止めもしておくこと。

また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

(5) 道路走行時の注意

ア 道路を走行できない機械は、トラック等で運搬すること。

イ 交通事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。

ウ 旋回不能になるので、デフロック付き機械の場合、道路走行時にデフロックをかけないこと。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを確実に連結すること。けん引式の機械は、連動ブレーキの作動を確認すること。

エ 原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

(ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 積み下ろしは、アタッチメント等の状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。

(ウ) 運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ 機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

(8) 作業機、アタッチメントの着脱

ア 作業機等の着脱は、平坦で十分な強度を持つ床面上で、かつ、周囲のスペースに十分な

余裕がある場所で行うこと。

イ P T O伝導軸との連結は確実にを行い、ピンの抜け止めを忘れないこと。着脱時に外した安全カバーは必ず装着すること。自在継ぎ手カバーの回り止めも確実に行うこと。

ウ 転倒の恐れがあるので、必要に応じて、機体バランスをとるためのバランス・ウエイトを装着すること。

5 作業中

(1) 薬液調製等の準備作業

ア 水質を汚濁した場合の影響が甚大なので、飲料水源、生物を飼育している湖沼から直接給水は行わないこと。

イ 給水ポンプからの逆流、タンクや排水口から溢流によって川や沼の水質を汚濁しないように、給水中は機械から離れないこと。

ウ 配管が破裂して農薬を浴びる恐れがあるので、ポンプ、ノズルの目詰まりに注意すること。

エ 破裂の恐れがあるので、ポンプ圧力は適正值に設定すること。

オ 目的外に散布しないようにノズルコックは、噴霧作業を始めるまでは必ず閉じておくこと。

カ 移動中は、こぼれないように薬液タンクのフタを閉じておくこと。また、薬液が揺れて機体が不安定になりやすいので、極力低速で走行すること。ブームスプレーヤの場合、移動時にブームは折りたたむこと。スピードスプレーヤでは、移動中は送風機を回転させないこと。

キ 背負式の場合、背負ったとき、背負バンドと操作レバーがもつれないようにすること。

(2) 散布

ア 目的地以外へ農薬が漂流飛散しないように風速、風向に留意するとともに、風下から風上に向かって作業を進めるなど、作業者の農薬被曝が少ない作業方向、作業位置を工夫して行うこと。

イ 連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。

ウ 動力散布機の場合、ホースの取りまわしはかなりの労働負担であるので、補助者と共同して作業を行うこと。

エ パイプダスターの中持ちは絶対にしないこと。

オ 挟まれや衝突の恐れがあるので、散布状態ばかりにとらわれず、進行前方の枝や畦畔にも注意すること。また、けん引式の機械の場合には、乗用トラクターと防除機の間には入らないこと。スピードスプレーヤ等送風機を装備した機械では、送風機に巻きこまれないよう注意すること。

カ 一度散布した経路は路面が濡れてスリップしやすいので、十分注意して走行すること。

キ 薬液がこぼれないようにタンク内に薬液が少なくなっても極端に傾けて使用しないこと。

ク キャブを装備した機械では、農薬用のフィルターが装着されていない場合はキャブ内のエアコンに流入する外気を遮断して行き、作業後はフィルターを洗浄すること。キャブの窓が曇っているときには、停車し拭き取ってから運転すること。

ケ ハウス内での散布では、排ガスによる中毒になる恐れがあるので、極力短時間に済ませること。又は、時折休憩を兼ねて室外に出ること。

コ 体に異常を感じたときには、直ちに医師の手当てを受けること。

6 作業後

(1) 後片づけ等

ア 残った農薬は散布むらの補正の使用等により極力使い切り確実に処理すること。空容器は適切に処分すること。

イ 薬液タンク内をよく洗うこと。廃水で環境を汚染しないこと。

ウ 作業終了後、身体をきれいに洗い、うがいを行い、当日は飲酒を控え、早く就寝すること。

エ ハウス内での散布では、農薬が乾くまで入室を禁止すること。

(2) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。なお、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

イ 昇降部を上げて点検するときは、ロックをかける等の落下防止措置を施すこと。

ウ 保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。フィルター等の捕集効果がなくなった場合は、忘れずに交換すること。

エ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(3) 機械の管理

ア 管理のための記録等

(ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(イ) 法律に基づく点検は必ず受けること。法律の規定がなくても、年に1回は認定整備施設等で整備すること。

イ 機械の保管

(ア) 格納庫は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(イ) 機械は昇降部を下げ、キー抜いて保管すること。

(ウ) ポンプや配管内に水が残っていると、劣化や凍結による破損の原因となるので抜き取っておくこと。

(I) 搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ずスタンド等を使用すること。これ以外の作業機は、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

(4) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第7 穀物用収穫機

1 適用範囲

稲、麦、大豆等の穀菽類の収穫用機械に適用する。ここでは、自脱型コンバイン、普通型コンバイン、バインダー、ビーンハーベスター等を想定している。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

ウ 道路走行が可能な機械は、車両として必要な手続きを行うとともに、必要な運転免許を取得すること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法、動力の遮断方法等を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、安全靴、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

コンバインの手こぎ等機械へ巻きこまれる恐れがある作業では、手袋を着用しないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

4 運転操作

(1) 乗用型機械への乗り降り

ア 原則として、機械を背にして乗り降りはしないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。

イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはないこと。

(2) 乗用型機械の運転席まわり

ア ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。

イ 作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。

(3) エンジン始動

ア エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。

イ リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。

(4) 走行、駐車時の注意

ア 発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。

イ 転落の恐れがあるので、座席、手すり等のない部分には乗らないこと。

ウ 転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、収穫物の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。歩行型機械の場合、坂道、傾斜地では、操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。

エ 凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。

傾斜地、坂の途中で、変速操作をしないこと。

オ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。

カ 転倒の恐れがある急な傾斜地で走行しないこと。また、傾斜地では、等高線方向に極力走行しないこと。

キ 移動時には、分草補助ガイド、補助者ステップ、籾袋載台等を折りたたみ、デバイダガード等を装着し、排出オーガも所定の位置に収納すること。また、刈取り・脱穀クラッチを切り、自動水平装置、車高制御装置、刈取り部昇降装置等の自動化装置を切ること。

ク 挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。

ケ 停車するときには必ず駐車ブレーキをかけること。

コ 機体から離れるときは、平坦地を選び、昇降部を下げ、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。止むを得ず傾斜地で機体を離れる際は、車止めをしておくこと。

また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

サ クローラ式の場合、車輪式とは旋回半径、旋回中心位置が異なることを理解しておくこと。また、凸凹を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

(5) 道路走行時の注意

ア 作業機等は取り外し、装備すべき部品は取り付けのこと。

イ 道路を走行できない機械は、トラック等で運搬すること。

ウ 交通事故の恐れがあるので、夜間走行では、灯火類を点灯し、必要に応じて低速車マーク、反射板、反射シール等により目立つようにするとともに、最大幅が遠くから確認できるようにすること。

エ 左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを確実に連結すること。

自動水平制御装置付きの機械は、路上や傾斜地の走行時には、機体が急に傾いて転倒する恐れがあるので、その機能を切っておくこと。

オ 原則として路肩を走行しないこと。やむを得ず路肩を走行する場合には、軟弱でないか十分確認すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

(ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 積み下ろしは、アタッチメント等の状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向、クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。また、自動水平制御装置付きの機械は、機体が急に傾いて転倒する恐れがあるので、その機能を切って行うこと。

(ウ) 降車して運転操作する機械は、取扱説明書に従って行うこと。

(エ) 運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ 機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

(8) アタッチメントの着脱

着脱は、平坦で十分な固さの床面上で、かつ、周囲のスペースに十分な余裕がある場所で行うこと。外した安全カバーは必ず装着すること。

5 作業中

(1) 基本

ア 袋取り、手刈り、籾袋運搬等の補助作業者とは、あらかじめ作業方法、合図、段取りを打ち合わせること。

イ エンジン始動時及び作業部駆動開始時には、警報機を鳴らし、周囲の者に注意を喚起してから行うこと。騒音で警報が聞こえないことがあるので機械の後方には十分注意すること。

ウ 埃っぽい作業環境になる場合は、防塵マスク、保護めがねを着用すること。

エ 作物で測量杭、畦畔が見にくくなっているため、特に畔ぎわの作業は周囲を確認しながら作業すること。また、わら屑の上では作業しないこと。

オ 夜間作業をするときには、作業灯を使用すること。

(2) コンバイン

ア 袋詰め式の場合、補助者用の乗車ステップでは、転落防止用ガードを使用すること。見張り等を機械の上に載せないこと。

イ 点検・整備は、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけてから行うこと。特に詰まり、絡まりを除去するときには、負傷する恐れがあるので、必ず回転部が停止してから、厚手の手袋を装着して行うこと。また、刈取部等に不用意にもぐりこまないこと。万一もぐるときは、刈取部の落下防止装置を固定してから行うこと。

ウ 火災やオーバーヒートを防止するため、エンジン、マフラー、プーリー等駆動部の周辺のゴミは時々取り除くこと。また、倒伏した作物を刈り取ると、搬送部やカッターにわら等が巻きついて詰まることがあるので、定期的に掃除すること。

エ グレンタンク式のコンバインで、穀物をトラック等に排出するときには、挟まれないように誘導者は機械の間に入らないこと。

排出オーガを操作するときには、周囲の状況を確認しながら行うこと。また、排出中に排出口が塞がらないように、排出オーガを時折移動しながら排出すること。万一排出口が塞がっても、手を入れないこと。

オ グレンタンク式の場合、穀物がタンクに入った状態では転倒の危険性が特に高いので、畔越え、トラックへの積み下ろし、急旋回、傾斜地での作業、道路走行はしないこと。

カ 袋詰め式の場合、初袋の取扱いは腰痛にならないように注意して行うこと。また、コンバインで初運搬をしないこと。

キ 車輪式かつ後輪操舵式の場合、旋回時に機体後部が大きく振られるので、周囲への衝突に注意すること。

ク 畑地で畝に片輪のみ乗り上げたまま作業するときには、転倒しないように慎重に操舵すること。

(3) 定置脱穀

ア マフラーの熱でわら屑が高温になり、火災を引き起こす恐れがあるので、わら屑が堆積している付近に機械を停めて脱穀しないこと。

イ 脱穀に関係ない刈取部等を停止してから行うこと。

ウ 脱穀部へ手を入れないこと。また、フィードチェーンに巻きこまれないように、袖口を閉じて行うこと。手袋、腰手ぬぐいもしないこと。万一手や服が巻きこまれたときには、緊急停止装置を作動させてエンジンを停止すること。

エ 定置脱穀する際には、作物を無理に投入しないこと。

オ 普通型コンバインの場合、リール、刈刃のクラッチを切ってから行うこと。

カ 手刈り用の鎌は、踏んだり、脱穀部に投入する恐れがあるので、使用しないときには所定位置に固定しておくこと。

(4) バインダー、結束機等

- ア 結束機にヒモを通すときは、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけてから行うこと。
- イ 結束機が回転しているときは、結束部クラッチドアが作動すると放出アーム等各部が急に動き出し負傷する恐れがあるので、絶対にドアに触れないこと。
- ウ 結束機にヒモをつかませるときは、放出アームに当たらないように結束機から50cm以上離れること。
- エ 結束機から束が放出される方向に立ち入らないこと。
- オ 結束機等のアタッチメントを装着すると、機体が長くなったり、周囲が見えにくくなることがあるので、衝突に注意すること。

6 作業後

(1) 点検・整備

- ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、平坦な広い場所に置き、駐車ブレーキをかけ、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。
- イ 昇降部を上げて点検するときは、ロックをかける等の落下防止措置を施すこと。カッター、グレンタンク、エンジンルーム等を開く場合は、開いた部分を確実に固定すること。
- ウ カッター、揺動板等重い部品を着脱する場合には、2名以上で行うこと。また、刈刃、切刃等を交換する際には、素手で扱わず、厚手の手袋を着用すること。
- エ 火災の恐れがあるので、チェーン、軸受等に巻きついたゴミは時々取り除くこと。また、発熱を抑えるように定期的に注油すること。
- オ 点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。
- カ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録等

- (ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。
- (イ) 年に1回は認定整備施設で整備すること。

イ 機械の保管

- (ア) 格納庫は、十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。
- (イ) 昇降部を下げ、キーを抜いて保管すること。
- (ウ) 長期間格納する場合は、ネズミに電線等をかじられないように念入りに掃除を行うこと。また、ネズミが侵入する可能性のある部分にフタをすること。

(3) 機械を貸与する場合

- 機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第8 動力摘採機

1 適用範囲

茶葉を摘採し収穫する機械に適用する。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。また、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。

(4) 茶園の整備

ア 傾斜地に茶園を造成するときは、傾斜角度をなるべく緩くすること。

イ 機械の回行、移動をしやすいように、使用する機械に合った畝間や枕地を確保すること。

ウ 携帯式の場合、作業しやすいように摘採面の高さは、作業者の身長 $\frac{1}{2}$ を標準とし、傾斜地ではそれよりも低目にする。

3 作業前

(1) 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法、動力の遮断方法等を家族や作業員全員が確認しておくこと。

(2) 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、保護めがね、イヤーマフ、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

(3) 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4) 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(5) 点検、整備

ア 使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

- イ 緊急停止装置の作動を確認するとともに、刈刃のひび割れ、破損、異常摩耗や各部のネジの緩みがないことを確認すること。刈刃を取り扱うときには、厚手の手袋を着用すること。また、点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。
- ウ 電動式の場合、点検調整はコンセントを抜いてから行うこと。また、電源のコードの断線、抵抗器の接触不良、スイッチの作動不良等がないか点検すること。

4 運転操作

(1) 乗用型機械への乗り降り

- ア 原則として、機械を背にして乗り降りはしないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。
- イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。

(2) 乗用型機械の運転席まわり

- ア ハンドル、座席は、操作上の最適位置に調節すること。ペダルを踏む妨げになり危険なので、足元に物を置かないこと。
- イ 作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。

(3) エンジン始動

- ア エンジンの始動は、事前に周囲をよく確認し、共同作業者がいる場合は合図を行い安全を確認してから、変速位置が中立位置に、各種作業クラッチレバー等が停止の位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。
乗用型機械では、これらの操作を必ず運転席に座って行うこと。
- イ リコイルスターターを引くときには周囲にぶつからないか確認すること。また、感電のおそれがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

(4) 走行、駐車時の注意

- ア 発進は、周囲に合図をして安全を確認した上でゆっくり行うこと。
- イ 転落の恐れがあるので、座席、手すり等のない部分には乗らないこと。
- ウ 転倒の恐れがあるので、急旋回はしないこと。特に、物品の積載によって重心が高くなっているときには注意すること。操向クラッチで操向する機械の場合、急斜面では車体がレバーをひいた方向とは逆に旋回することがあるので、注意すること。
- エ 凹凸の激しい路面を走行するときには速度を下げること。
傾斜地、坂の途中で、変速操作をしないこと。
- オ 転倒の恐れがあるので、段差のあるほ場への出入りや畦畔の乗り越えの際は直角に行い、段差が大きい場合には歩み板を使用すること。このときの要領は機械の運搬時と同様にすること。
- カ 転倒の恐れがある急な傾斜地で走行しないこと。また、作業方法を工夫すること。
- キ 移動時には、折りたたむべきところは折りたたみ、装着すべき防護カバー等は装着すること。
- ク 挟まれる恐れがあるので、歩行型機械の後退発進時には背後に障害物がないことを確認すること。
- コ 停車するときには必ず駐車ブレーキをかけること。
- サ 機体から離れるときは、平坦地を選び、昇降部を下げ、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかけ、キーも抜いておくこと。止むを得ず傾斜地で機体を離れる際は、車止めもしておくこと。

また、燃えやすいわら屑や枯れ草等の上に機械を停めないこと。

シ クローラ式の場合、車輪式とは旋回半径、旋回中心位置が異なることを理解しておくこと。また、凸凹を乗り越えるときは、急に機体が揺れることがあるので、必ず低速で進行すること。

(5) 道路走行時の注意

トラック等で運搬すること。

(6) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7) 機械の運搬

トラック等への機械の積み下ろし、運搬の際には、転倒、転落の危険性があるので、以下に留意すること。

ア 準備

(ア) 運搬用車両には、駐車ブレーキをかけ、車止めで動かないようにすること。

(イ) 歩み板は、十分な幅と強度があり、かつ、すべり止め処理がしてあるもので、傾斜角度15度以下になるよう長さが運搬用車両の荷台高さの4倍以上あるものを使用すること。歩み板のフックを確実に運搬用車両の荷台にかけること。

イ 積み下ろし

(ア) 誘導者を決め、誘導方法を決めてから行うこと。誘導者は、危険を回避するため、機械の進行経路上に立ったり、機械に接近しすぎたりしないこと。

(イ) 積み下ろしは、アタッチメント等の状態を考慮し、前後進どちらか適切な方向で行い、極力低速で走行し、歩み板の上では、操向クラッチ操作、変速操作を絶対にしないこと。また、自動水平制御装置付きの機械は、機体が急に傾いて転倒する恐れがあるので、その機能を切って行うこと。

(ウ) 運搬経路に高さ制限があるところでは、それ以下になっているか確認すること。

ウ 機体の固定

駐車ブレーキをかけ、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

エ 運搬時

急発進、急ブレーキ、急旋回を避けること。

(8) アタッチメントの着脱

着脱は、平坦で十分な固さの床面上で、かつ、周囲のスペースに十分な余裕がある場所で行うこと。着脱時に外した安全カバーは必ず装着すること。

5 作業時

(1) 共通

ア 適正なエンジン回転数で作業すること。

イ 茶袋の取替え、生葉の取出し、こぼれ葉、詰まりの除去するときには、必ずエンジンを停止し、刈刃が停止してから行うこと。

ウ 自走式、携帯式、遠隔操縦式、無人走行式のいずれであっても、移動中は刈刃を止め、刈刃カバーを取り付けること。さらに、携帯式はエンジンを停止すること。

エ 故障や異常時の点検、詰まり除去時などには必ずエンジンを止めること。

オ エンジンが熱いうちは火傷の恐れがあるので、マフラーに触れないこと。

(2) 携帯式

ア ハンドルは両手で握り操作すること。

イ 2人で保持する方式の場合、刈刃を動かすときは共同作業者に合図すること。

ウ 転倒しないように足場を確認しながら作業すること。特に傾斜地では滑りにくい靴を履き、足場を確保しながら作業すること。

エ 機械を地面に置くときには、必ずエンジンを停止し、刈刃が停止してから行うこと。

オ すそ刈りの場合、手足で、すそ枝を持ち上げないこと。

カ 電動式の場合、以下に留意すること。

(ア) 電源のアース(接地)をとること。少なくとも漏電ブレーカを使用して感電防止に努めること。

(イ) 始動時は、電源スイッチを切ってからコンセントにプラグを差し込むこと。プラグの抜き差しで電源の入/切を行わないこと。

(ウ) 電線コードは、接続部が引っ張られることのないようにたるませ、切断したり、つまずいたり、踏まないように取りまわすこと。また、作業方法を検討すること。

(3) 自走式

ア 回行のために枕地を十分とること。

イ 茶袋の取替え、生葉の取出し、こぼれ葉、詰まりを除去するときには、必ずエンジンを停止させてから行うこと。

5 作業後

(1) 点検・整備

ア 作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。

イ 昇降部を上げて点検するときは、ロックをかける等の落下防止措置を施すこと。

ウ 点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

エ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録等

(ア) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

(イ) 年に1回は認定整備施設等で整備すること。

イ 機械の保管

(ア) 格納庫は、十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇を設置して換気をよくすること。

(イ) 昇降部を下げ、キー抜いて保管すること。

(ウ) 長期間格納する場合は、燃料を抜き取っておくこと。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第9 単軌条運搬機

1 適用範囲

農道及び園内作業道の造成が困難な急傾斜地に敷設された単軌条を登降坂する運搬用機械に適用する。

2 一般事項

(1) 導入

ア 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ 引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

(2) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用時の危険回避方法等について理解すること。取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3) 目的外使用と改造の禁止

ア 本来の目的以外に使用しないこと。

イ 改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。

3 軌条の敷設

ア 軌条の敷設は、十分な知識を有する事業者に依頼して行うこと。

イ 十分な強度、安全な勾配、曲率半径を有する軌条とすること。

ウ 軌条の谷側端部は道路と平行になるよう敷設し、脱線防止装置を備えること。

オ 軌条が道路に連絡している場合、作業道・耕作道の上を横断している場合は、運転中であることが明瞭にわかる標識をつけて通行人に注意を促すこと。必要に応じて、軌道内に子供や第三者が立ち入らないように必要な措置を講ずること。

4 作業前

(1) 基本

ア 緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、機体やエンジンの停止方法を家族や作業員全員が確認しておくこと。

イ 適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

ウ 体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

エ 天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

(2) 軌条の保全

ア 支柱の沈下や傾き、浮き上がり、取り付け部の緩み、軌条の歪み、磨耗や接続部分の不良等がないか確認すること。また、かみ合い式の場合、かみ合い部分に異常磨耗はないか確認すること。

イ 停止ストッパ、端末ストッパ、軌条のジョイントの破損等がないか確認すること。

ウ 軌条分岐器が正常に作動することを確認すること。

エ 軌条を障害物が覆わないように、また、乗用式の場合には、軌条周囲の樹木の枝が顔や体に接触することのないように、軌条周辺の雑草、枝、倒木、土れきを除去する等の環境整備をしておくこと。軌条周囲に湧水がある場合には、状況を確認しておくこと。

オ 軌条の固定ボルト等は、決して釘、木の枝等で代用しないこと。

カ かみ合い機構のある軌条には注油を行うこと。ただし、かみ合い機構のない軌条にはさび止め等も含めて注油をしないこと。

(3) 本機、台車の点検

ア 日常の保守点検を必ず行うこと。

イ 機体の点検整備、台車の着脱、掃除は、平坦な場所で、必ずエンジンを停止してから行うこと。作業中などの点検でやむをえず斜面で行う場合は、ロープなどでしっかり固定すること。

ウ 点検に当たっては、次の項目に留意して行うこと。

(ア) 降坂ブレーキ装置の作動を確認すること。

(イ) 駐車ブレーキは、走行中のブレーキ作動で1m以内に停止するよう調整すること。

(ウ) 緊急停止装置の変形・破損の有無を確認すること。

(エ) 台車に異常がないか確認すること。

(オ) 連結装置に変形、磨耗、ひび割れ等が生じていないか点検すること。連結装置は、主装置が外れた場合の安全のためにチェーンなどの補助装置を加えて二重にしておくこと。

(カ) 本機の発進・停止レバー、停止センサー等の破損、正常動作を確認すること。運転回路、センサー等に異常があった場合は、直ちに修理すること。

(キ) 安全カバーの有無を確認すること。

(ク) 緊急停止装置が作動したときは、購入先に依頼して原因を明らかにし、必要な整備を行うまでは運転しないこと。

(4) 燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行い、給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(5) 機械の運搬の注意

運搬のためにトラック等へ機械を積み下ろす際には、安全な方法で行い、十分な強度のロープ、ワイヤーロープ等で固定すること。

5 作業中

(1) 基本

ア 無人運転用に製造された単軌条運搬機には絶対乗車しないこと。乗用式として製造されたものの場合は、あらかじめ定められた乗車方法に従うこと。

イ 軌条とのかみ合い機構のないものでは、朝露、霜、雨等の条件下では作業しないこと。

作業は軌条が乾いてから行うこと。

(2) 乗用型機械への乗車時の注意

- ア 転落の恐れがあるので、乗り降り時にはステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥は随時取り除くこと。
- イ 転倒、転落の恐れがあるので、飛び乗り、飛び降りはしないこと。
- ウ 座席は、操作上の最適位置に調節すること。
- エ 作業者の乗車位置以外の部分に人を乗せないこと。
- オ 障害物との衝突や転落する恐れがあるので、乗用台車から手足をはみ出さないこと。また、ヘルメットを着用すること。
- カ 滑走の恐れがあるので、走行したまま変速操作をしないこと。

(3) エンジン始動、停止についての注意

- ア 発進停止レバーを停止の位置にすること。
- イ 衝突の恐れがあるので、事前に周囲をよく確認すること。共同作業者等がいる場合は、合図をして知らせること。
- ウ リコイルスタータを引っ張るときには周囲にぶつからないか確認すること。また、このとき片手で軌条をつかまないこと。

(4) 走行、駐車時の注意

- ア 衝突の恐れがあるので、発進するときは、発進方向の確認とその方向に作業者がいないことを確認し、周囲に合図をして安全を確認しながら発進すること。
- イ 転落の恐れがあるので、座席のない部分には乗らないこと。
- ウ 変速操作は停止時に行うこと。
- エ 誤って意図しない方向に走らせたり、分岐点で脱線したりすることのないように軌条分岐点の切替えは固定具を使用して確実に固定すること。
- オ 降坂時にも必ずエンジンをかけてエンジンブレーキをきかせ、降坂ブレーキの負担を軽減すること。
- カ 機体停止の方法は原則としてストッパーによること。
- キ 機械を駐車するときは平坦地を選び、エンジンを停止し、発進停止レバーを停止の位置に固定すること。機体から離れるときはキーも抜いておくこと。また、やむなく傾斜地に駐車しておく場合には、積荷を降ろし、機体が動かないように確実にロープ等で固定しておくこと。

(5) 荷物の積載時の注意

- ア 規定以上の積載をしないこと。積載量は、基準以内にする。また、台車の幅、長さを超えた荷物を積載しないこと。
- イ 荷物は片寄りなく、重心をなるべく低く積載し、荷くずれしないよう固定すること。また、台車の最前部、最後部には固定棒を取り付けること。
- ウ 走行中に積み降ろし、積み替えをしないこと。
- エ 荷物を移し替えるためのトラック等は、駐車ブレーキをかけ、車止めをかけること。

6 作業後

(1) 点検・調整

- ア 作業後の点検・調整を必ず行うこと。その際、エンジンを停止させ、可動部が停止してから行うこと。

- イ 点検・調整のため外した安全カバーは必ず装着すること。
- ウ 故障や異常時の点検等の際にはエンジンを止めること。
- エ バッテリー充電中は可燃性ガスが発生するので、換気しながら行うこと。

(2) 機械の管理

ア 管理のための記録

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

イ 機械の保管

(ア) キー抜いて保管すること。

(イ) 長期間保管時は軌条の水平な場所に機械を確実に固定し保管すること。また、バッテリーを取り外し、燃料を抜き取っておくこと。

(ウ) 格納庫内で保管する場合には整理を安全に行うため、運搬台（移動台）に載せることが望ましい。

(3) 機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。

第10 共同乾燥調製・貯蔵施設

1 適用範囲

大規模乾燥調製施設及び大規模乾燥調製貯蔵施設（以下「乾燥施設」という。）に適用する。

2 安全作業の心得

- (1) 乾燥施設を運営する事業者は、労働災害の防止に努めるとともに、作業者の安全と健康を確保するよう心がけること。
- (2) 乾燥施設において作業に従事する者(以下「作業者」という。)は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めること。
- (3) 作業者は、機械設備等の操作の熟練に努め、自己の安全を図るとともに他人に危害を及ぼさないように、機械設備を正しく取り扱うことに努めること。

3 労務管理

(1) 管理者及び作業者の職務及び資格

ア 事業者は、管理者及び主任技術者を選任するものとする。

イ 管理者とは、乾燥施設における事業の実施を統括管理する権限及び責任を有する者をいう。

ウ 作業者を分けて主任技術者及び作業員とする。作業員とは、主任技術者等の指揮に従い作業に従事する者をいう。

エ 主任技術者とは、従事する業務に熟達し、高い技能知識を有する者で、乾燥施設における作業において、専門技術によって主要工程の運転操作及び管理を行い、かつ、当該作業に従事する作業者の指揮監督に当たる者をいう。

次の表の左欄に掲げる作業を指揮監督する主任技術者は、右欄の資格を有すべきであること。

作業区分	資格等
(ア) 穀物乾燥設備の取扱い	乾燥設備作業主任者
(イ) サイロ内部における作業	酸素欠乏危険作業主任者
(ウ) 高さが2m以上のはい付け又ははいくずし作業	はい作業主任者
(エ) 危険物の取扱い	甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者
(オ) 契約電力が50KW以上（自家用）の乾燥施設の電気設備の取扱い	電気主任技術者。ただし、電気主任技術者の業務を電気保全協会等に委託する場合は電気取扱者

オ 以下の表の左欄に掲げる作業に従事する作業者は、右欄の資格を有する者であること。

作業区分	資格等

(ア) 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者 ガス溶接技能講習を修了した者 その他厚生労働大臣が定める者
(イ) 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転作業	フォークリフト運転技能講習を修了した者 その他厚生労働大臣が定める者
(ウ) つり上げ荷重が5 t以上のクレーンの運転の作業（床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は跨線テルハを除く。）	クレーン運転士免許を受けた者

カ 次に掲げる作業に従事する者は、事業者の行う安全、衛生のための特別教育を受けた者であること。

- (ア) アーク溶接の作業
- (イ) 電気設備の操作、維持及び運用の作業
- (ウ) 最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転の作業
- (エ) オの(ウ)に掲げるクレーン以外のクレーンの運転の作業
- (オ) サイロにおける作業

(2) 管理者及び作業者の責任体制

事業者は、乾燥施設の規模に従い、管理者及び作業者に対する適正な命令系統を制定し、かつ、当該管理者及び作業者の業務の範囲及び責任の範囲等、責任体制を定め、これを周知させること。

(3) 安全のための労務管理

ア 事業者は、労働災害を防止するため、主任技術者等を選任し、当該作業に従事する作業員の指揮及び安全管理等を行わせること。

規模により数人の同じ資格（乾燥設備作業主任者等）の主任技術者を選任する場合には、それぞれが担当する設備の範囲を明らかにすること。

事業者は、作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を乾燥施設の見やすい箇所に掲示する等により、作業員に周知させること。

イ 事業者は、作業員を雇い入れたとき、又は作業員の作業内容を変更したときには、その従事する作業に対し次に掲げる事項につき、安全又は衛生のための教育を行うこと。

- (ア) 危険の種類及びその存在箇所
- (イ) 機械設備又は機具等の取扱方法
- (ウ) 穀物、燃料、資材等の取扱方法
- (エ) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具等の性能とこれらの取扱方法
- (オ) 作業手順
- (カ) 作業開始時の点検箇所及び方法
- (キ) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防法
- (ク) 整理整頓及び清潔の保持に関する事項
- (ケ) 事故時等における応急措置及び退避に関する事項
- (コ) その他当該作業に関する安全又は衛生のため必要な事項

ウ 事業者は、主任技術者及び資格を必要とし又は特別教育を必要とする作業に従事する作

業員（以下「有資格者」という。）の育成・研修・特別教育に不断の努力を払わねばならない。

エ 事業者は、安全な作業を行うため必要な作業者を確保すること。また、作業の安全を確保するための作業方法及び作業時間を十分に検討すること。

(4) 就業の条件

ア 事業者は、次に該当する者を乾燥施設における作業に従事させてはならない。

(ア) 酒気を帯びた者

(イ) 過労、病気、薬物の影響、その他の理由により正常な運転操作のできない者

(ウ) 深夜の作業については、満19才に満たない者、女子及び高齢者

(エ) 労働基準法及びこれに基づく命令に定める危険な作業又は重量物を取り扱う作業については、満18才に満たない者、女子及び高齢者

(オ) 液体燃料又は可燃性のガスで危険物となっている燃料（以下「燃料」という。）を取り扱う作業又は著しくじんあいが飛散して有害な作業については、満18才に満たない者

(カ) 有資格者であることを必要とする作業については、有資格者以外の者

イ 有資格者であることを必要とする作業に従事する作業者は、有資格者であることを証明する書面を携帯すること。

ウ 作業者は、適正な服装及び保護具を用い、危険のないように作業に従事すること。

(ア) 適正な帽子及び作業衣を着用し、衣服の一部や頭髮等が巻き込まれぬようにすること

(イ) 機械室、サイロ、荷受口及び出荷口における作業、はい作業、フォークリフト又は、クレーンの運転に従事する場合には、ヘルメットを着用すること

(ウ) スリップ等による傷害を防止するため、安全靴等すべり止めの付いた適正なはきものを着用すること

(エ) 感電のおそれがある作業に従事する場合には、適正な電気用保護具を着用すること

(オ) 転落のおそれのある作業に従事する場合には、命綱及びなわばしごを確実に使用すること

(カ) 酸素欠乏による危険のおそれのある作業に従事する場合には、それぞれ空気呼吸器、酸素呼吸器又はホースマスク等の呼吸用保護具を用いること

(キ) 有毒ガスによる危険のおそれのある作業に従事する場合には、当該ガスに対して有効な防毒マスク等の呼吸用保護具を用いること

(ク) ごみ、粉塵の発生の多い作業に従事する場合には、防塵めがね及び防塵マスクを用いること

(5) 作業者の健康管理

ア 事業者は、常時使用する作業者を雇い入れるときは、労働安全に関する法令の規定に定めるところにより、医師による健康診断を行うこと。

イ 事業者は、常時使用する作業者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に労働安全に関する法令の規定の定めるところにより、医師による健康診断を行うこと。

ウ 事業者は、健康診断の結果に基づき、一般健康診断個人票を作成してこれを5年間保存すること。

4 保守管理及び作業環境の整備

(1) 整備基準等の作成

点検整備のためのチェックリスト及び整備基準等を作成するとともに、点検結果を記録し

ておくこと。

(2) 作業前点検整備

作業に先立ち、建物、サイロ及び各機械設備等の内外の清掃を行い、かつ、それらのチェックリスト及び整備基準に従って点検整備し、作業期間中乾燥施設が正常な機能を発揮できるようにしておくこと。

(3) 日常点検整備

作業期間中、1日1回以上定期的に所定のチェックリスト及び整備基準に従って点検整備を行い、常に乾燥施設が正常な機能を発揮し、かつ、安全な状態にあるよう保つこと。

(4) 作業後点検整備

作業期間終了後、建物、サイロ及び各機械設備等の内外の清掃を行い、かつ、それらのチェックリスト及び整備基準に従って点検整備し、構造が特殊であるもの、コンピューターにより複雑に制御されているもの等は専門的知識を有する者の点検を受け、次期の作業に備えること。

(5) 整備工具及び補修工具等の保守管理

ア 整備工具及び補修工具は、常にこれらを点検整備し、所定の場所に整理収納しておくこと。

イ 必要とする頻度の高い補修部品等は、あらかじめこれを備えておくことが望ましい。

ウ 常に乾燥施設が正常な機能を発揮するよう、計画的な補修整備に努め、専門的知識を有する者との補修整備に関する契約を結んでおくこと。

(6) 防災設備、公害防止設備、保護具等の保守管理

ア 消火設備、警報設備、避難施設等の消防設備は、常時有効に使用できるよう、これらの点検及び整備を行うこと。

イ 作業者は、消防設備の配置場所及び使用法を熟知していること。

ウ 危険防止のため設けられた防護設備は、常時有効に使用できるよう、それらの点検及び整備を行うこと。

エ 作業者は、防護設備について次の事項を守ること。

(ア) 防護設備を取り外さないこと。

(イ) 機械設備等の点検整備若しくは補修のためやむを得ず防護設備を取り外すときは、あらかじめ管理者の認可を受けること。

(ウ) (イ)により防護設備を取り外したときは、その必要がなくなった後直ちにこれを原状に復しておくこと。

オ 除塵・防塵設備・換気設備・排気処理設備及びその他の公害防止設備は、常時有効に作動するようそれらの点検及び整備を行うこと。

カ 採光及び照明設備は、常時有効に使用できるよう点検及び整備を行うこと。

キ 危険箇所、立入禁止箇所、区画線等の標示は、常時その機能を果たすよう整備しておくこと。

ク 皮膚障害保護具、呼吸用保護具、転落防止用保護具、電気用保護具等の保護具及び非常用照明器具、通信機具、非常用標識等の非常用器具、及び酸素量検出装置、くんじょう薬物検出装置、検電器等の検出装置は、常時正常な機能を果し、かつ、所定の数量を確保するよう整備すること。

(7) 厚生設備の保守管理

ア 休憩室、睡眠又は仮眠の場所、うがい及び洗眼設備、洗面設備、洗身設備等の厚生設備

は、換気、照明等居住性が良く、かつ、衛生的な環境条件を保つようこれを保守整備すること。

イ 睡眠又は仮眠の場所に備える寝具等の必要な用品は、これを清潔に保つ措置を講ずること。

ウ 便所及び便器は、清潔に保つこと、また、汚物は、これを適当に処理すること。

エ 救急用具等は、これを常時整備し、かつ、これを清潔に保つこと。

(8) 作業環境の整備

事業者は、換気、採光、照明、保温、防湿、防塵、防音、防振等健康でかつ快適な作業環境の形成及びその整備維持のため必要な措置をとること。

5 作業及び運転操作の注意事項

(1) 共通事項

作業者は、作業又は機械設備等の運転操作に際し、次の事項に注意すること。

ア 清掃を励行し、作業場を清潔に保つこと。

イ 安全な作業のために必要な足場及び空間を常に確保すること。

ウ 粉塵濃度が高く、健康上害のおそれがある場所では、通風、換気、除塵等の措置を講ずること。

エ 複数の作業員で組作業を行う場合には、それぞれの分担及び指揮者を定め、その者の指揮に従って作業を行うこと。この場合、他の作業員の安全を確保しつつ作業を行うこと。

オ 集中制御装置については、次の事項に注意すること。

(ア) 当該装置の取扱担当者以外の者が手を触れることを禁止すること。監視操作室については、関係者以外の立入を禁止すること。

(イ) 粉塵、湿気及びねずみの侵入防止に特に注意すること。

(ウ) 操作に際しては、指示灯の点滅、計器の指示等を指差し、呼称して確認しつつ慎重かつ確実にすること。

(エ) タッチパネルあるいはパーソナルコンピュータのマウスクリックは操作時以外に触れることのないように注意すること。

(オ) 現場における手元スイッチがある機械設備等については、現場優先とし、現場の状況を確認の上、操作を行うこと。

カ 機械設備等の運転操作に際しては、各工程の能率のバランスの保持に留意すること。このためには、工程を構成する各機械設備の能力及びその限界をよく把握しておくこと。

キ 機械設備等の運転を開始する場合には、自らの安全のほか、他の作業員の安全を確認して行うこと。

ク 機械設備等の運転操作には、一定の合図を定め、呼称確認しつつ行うこと。

ケ 異常発生時の場合も含めて、機械設備等の起動停止の操作手順に十分熟達しておくこと。なお、当該操作手順は、起動停止装置の近くの見やすいところに表示しておくこと。

コ 機械設備の運転操作中は、常に当該機械設備等の運転状態、計器の指示、異音、振動、異臭、煙の発生等に注意し、異常の早期発見に努める。

サ 異常又は異常発生のおそれを発見したときは、直ちに当該機械設備等の運転を中止し、迅速に必要な措置を講ずること。

シ 機械設備等の清掃、点検、整備、給油、修理の作業を行う場合は、当該機械設備等の運転を停止し、ブレーカーを切ってから行うこと。ただし、当該機械設備等の運転中に作業

を行わねばならない場合において、危険な個所に適切な防護設備を施す等の措置を講じたときは、この限りでない。

ス シにおいて、機械設備等の運転を停止した場合には、起動装置に鍵をかけ、又は清掃、点検、整備、給油若しくは修理中であることを示すタブレット等の標識をかけ、他の者が誤って起動させることを防止すること。

セ 所定の場所以外は、禁煙とし、火災防止の措置を講ずること。

ソ 燃料又はその蒸気、わら屑又は粉塵が存在して爆発又は火災の生ずるおそれがある場所については、爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除塵等の措置を講ずること。当該場所では、防爆構造の電気器具を使用することが望ましい。

タ ホッパー、コンベヤー、バケットエレベーター、シュート等で、穀粒、わら屑、粉塵等が内部に存在する状態において、当該箇所を溶接、溶断、加熱を行ってはならない。

チ 高熱となる機械設備等の近くでは、火傷による危険に十分に注意すること。このような場所は、関係者以外は立入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

ツ 機械設備等の可動部の保護カバーは必ず装着し、身体又は服装の一部の巻き込みによる危険について、十分に注意すること。

テ 頭上の障害物又は上方からの落下物に対し、十分に注意すること。このために指定の場所では、ヘルメットを着用すること。

ト 高所における作業では転落による危険、器具等の取り落としによる危険に対し、十分に注意すること。このため、足場を確保し、足下に注意するとともに所定の箇所では、命綱を着用すること。

ナ 転倒又はスリップによる危険に対し、十分に注意すること。このため、通路を安全な状態に保つとともに足下に注意すること。

ニ 主任技術者は、毎日乾燥施設の操業状況について作業日誌を記し、所定事項の記録をとること。

(2) 危険物の取扱作業

ア 燃料の貯蔵庫、火炉付近等の危険物の取扱作業を行う場所は、原則として、関係者以外の立入りを禁止し、その旨を表示すること。

イ 危険物（燃料）の取扱いは、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者である主任技術者の立会いを必要とする。

ウ 火災のおそれのある作業場所には、適正な種類及び数量の消火器を備え、かつ、火気を厳禁すること。

エ その他事業者及び作業者は、火災防止に関し消防法及びこれに基づく命令の規定に定めるところにより、火災防止に努めるところ。

(3) 電気設備の取扱作業

ア 変電室は関係者以外の立入りを禁止すること。

イ 電気主任技術者である主任技術者又は電気保安協会調査員は、電気関係保安の監督に当たること。

ウ 電気取扱者は、電気主任技術者（電気保安協会の調査員を含む。以下同じ。）の指示に従い日常の電気設備の運転に当たる。

エ 電気設備の保守管理は、保安規定に定める方法により行うほか、次のようにすること。

(ア) 電気機器及びその周辺の清掃は、週1回行うものとする。

(イ) 始業時点検は、特に電氣的接続部分（開閉器、ジョイント部等）を中心に行うこと。

(ウ) (ア)及び(イ)の清掃点検の巡路及び手順はあらかじめ定めておき、その結果は、電気主任技術者に報告すること。

(I) 点検の結果、異常がある場合は、運転を行わず速やかに電気主任技術者に報告し、その指示により対策を講ずること。

(オ) 事業者は、電気主任技術者の意見を尊重すること。

オ 作業者は、火災防止のため次の事項を守ること。

(ア) 開閉器の投入及び切離しは、確実にすること。

(イ) 開閉器又は接続部に熱を持っている場合は、速やかに電気主任技術者又は電気取扱者に報告すること。

(ウ) (イ)により通報を受けた電気主任技術者又は電気取扱者は、直ちに適切な措置をとること。

カ 爆発防止のため、次の事項を守ること。

もみすり作業など粉塵発生の作業中は、コンセントの使用、アーク溶接機など火花又はアーク発生のおそれがある機器の使用をさけること。

キ 感電事故防止のため、電気系統の点検保守に当たっては、検電器を携行し、かつ、防護手袋等の保護具を必ず使用すること。

(4) 荷受口における作業

ア 荷受口における作業（以下「荷受作業」という。）を行う場所は、原則として、関係者以外立入りを禁止すること。

イ 荷受作業に従事する作業員のうちから荷受に関する指揮者を定めること。指揮者は、作業の安全に関し次の事項を行うものとする。

(ア) 荷受作業における作業者の指揮

(イ) 出入車両の誘導

(ウ) 荷受ホッパーの操作

(I) 荷受作業における清潔及び整頓

ウ 指揮者は、次の事項を守るものとする。

(ア) 乾燥設備作業主任者である主任技術者と常に密接な連絡を保ち、かつ、安全を確認しながら作業を進めること。

(イ) 出入車両の誘導に際しては、一定の合図に従って、出入車両の運転及び荷下ろし作業を行わせること。

(ウ) 荷受ホッパーの排出装置の操作は、荷受口の現場において安全を直接確認しつつ行うこと。

エ 荷受作業に従事する作業員は、次の事項を守るものとする。

(ア) 出入車両による人身事故をおこさぬよう、安全な位置において作業を行うこと。

(イ) 荷受口は、周囲に穀粒、わら屑、粉塵等が飛散しないよう、また、荷受ホッパーに石、泥土、その他の異物が侵入しないように、常に清掃を行い清潔に保つこと。

(ウ) ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した上で、当該作業に着手すること。

(I) 袋等により穀粒の搬入を行い、荷受口附近にこれらを一時保留する乾燥施設にあっては、一時保留するための作業場の区画を明らかにし、かつ、これらの荷の整頓に努めること。

(オ) 荷受ホッパーの格子蓋を取り外した状態で穀物の投入を行ってはならない。

- (カ) 荷受ホッパーに穀物を投入する際のサンプリングは、危険のない方法で行うこと。
 - (キ) 荷受ホッパーの格子蓋の上には、みだりに乗らないこと。
 - (ク) 荷受ホッパーに誤って異物を落したときは、直ちに荷受ホッパーの排出装置を停止し、安全を確認した上で異物を取り除くこと。
 - (ケ) 調整、修理、清掃等のため荷受ホッパー内に立ち入り、又は排出装置に触れる際には、排出装置を確実に停止してから行うこと。
- (5) 穀物乾燥設備等の取扱作業
- ア 火炉、送風機の付近は、関係者以外の立入りを禁止すること。
 - イ 乾燥設備作業主任者である主任技術者は、次の事項を行うこと。
 - (ア) 乾燥機、火炉、送風機等乾燥工程用設備（以下「穀物乾燥設備」という。）及びその他の主要工程設備の運転操作及びこれらの工程における作業の指揮
 - (イ) (ア)に従事する作業員に(ア)における作業の方法を周知させること。
 - (ウ) 穀物乾燥設備及びその他の設備について不備な箇所を認めたとときは、直ちに必要な措置をとること。
 - (エ) 穀物乾燥設備の内部における温度や穀物の状態について随時点検し、異常を認めたとときは、直ちに必要な措置をとること。
 - (オ) 機械室には、みだりに可燃性の物を置かないこと。
 - ウ 穀物乾燥設備等の取扱作業に従事する作業者は、次の事項を守るものとする。
 - (ア) 火災防止に特に注意すること。
 - (イ) 送風機による身体又は衣服の吸込まれの危険に注意すること。
 - (ウ) 乾燥中の穀物のサンプリングは、安全な方法で行うこと。
 - (エ) 穀粒、もみがら、わらくず等の飛散及び粉塵の飛散防止に留意し清掃、除じん等適切な措置をとること。
 - エ 火炉の取扱作業に従事する作業者は、次の事項を守るものとする。
 - (ア) 火炉等の高温部における火傷の危険に注意すること。
 - (イ) 燃料のもれ、こぼれがないように、常に注意すること。
 - (ウ) 火炉に近接した箇所には、可燃性の物を置かないこと。
 - (エ) 点火に先立ち、炉内を十分に換気しておくこと。
 - (オ) 点火に際し、適正時間内で点火しないときは、いったん、操作を中止し、未燃焼ガスを十分排除してから再び操作すること。
 - オ 穀物乾燥設備については、労働安全に関する法令の基準に準じて定期自主検査を行うこと。自主検査において異常を認めたとときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ使用してはならない。
 - 自主検査の結果は、これを記録し3年間保存すること。
- (6) サイロにおける作業
- ア サイロの上は、原則として、関係者以外の立入りを禁止すること。
 - イ サイロ内部は、原則として、立ち入らないものとする。点検、補修、清掃などのためやむを得ずサイロ内部に立ち入るときは、十分な事故防止措置を講じなければならない。
 - ウ 次の場合は、サイロ内部への立入りを禁止すること。
 - (ア) 穀粒のサイロへの投入時及びサイロからの排出時
 - (イ) 穀温が異常に上昇したとき（穀温上昇の兆候がみられる程度で必要やむを得ない場合を除く。ただし、カに示す事項に十分注意すること。）

- (ウ) くんじょう中のとき。
 - (I) 浮遊粉塵が充満しているとき。
- エ 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときは、サイロ上における作業に作業者を従事させてはならない。
- オ 酸素欠乏危険作業主任者である主任技術者は、次の事項を行うこと。
- (ア) サイロ内部における作業の指揮を行うこと。
 - (イ) サイロ内部及びサイロ附属設備について点検をし、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
 - (ウ) 立入りに先立ちサイロ内部及びサイロの下における空気環境等の作業環境の状態について点検及び測定し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
 - (I) (イ)及び(ウ)によりとった措置について記録しておくこと。
- カ 作業者は、サイロ内部に立ち入る場合、次の事項を守ること。
- (ア) 酸素欠乏危険作業主任者である主任技術者の指揮に従うこと。
 - (イ) 立入りに先立って、サイロ内部における酸素濃度、窒息性ガス濃度、中毒性ガス濃度、粉塵の発生状況等の測定結果より安全を確認すること。
 - (ウ) 酸素欠乏又は窒息性ガスによる危険発生のおそれがある場合には、空気呼吸器等を着用すること。
 - (I) 中毒性ガスによる危険発生のおそれがある場合には、当該ガスに対して有効な防毒マスク等の呼吸用保護具を用いること。
 - (オ) 濃度の高い浮遊粉塵がある場合には、防塵マスク及び防塵めがねを着用すること。
 - (カ) 命綱及びなわばしごを確実に使用すること。この場合、命綱及び縄ばしごは、サイロに備えた装着装置に一端を装着すること。
 - (キ) 3人以上の作業による組作業とし、うち少なくとも2人は、サイロ外にいてサイロ内部の作業者の安全を確保すること。サイロ内部の作業者は、サイロ外の作業者と常に連絡を保ち、安全を確保しつつ作業を行うこと。
 - (ク) サイロ内部に立ち入る場合には、安全な構造の照明器具を用意すること。
 - (ケ) サイロ内部に立ち入る場合には、集中制御盤の当該サイロ操作スイッチにサイロ点検中等の札をかける等により誤操作による事故を防止すること。
- キ 作業者は、サイロにおける作業に従事する場合、次の事項を守ること。
- (ア) 酸素欠乏危険作業主任者である主任作業者の指揮に従うこと。
 - (イ) サイロ上及びサイロ下は、清掃を行い清潔に保つこと。
 - (ウ) サイロ上において作業を行う場合には、転落事故の防止に努めること。転落のおそれのある作業を行う場合は、命綱及びなわばしごを確実に使用すること。命綱及びなわばしごは、サイロに備えた装着装置に一端を装着すること。
 - (I) サイロ下における作業においては、転倒、つまづき、ベルトコンベヤーの巻込み、突起物への頭部の衝突等を起さぬよう十分注意すること。
 - (オ) 跨橋以外のところではベルトコンベヤーを渡らないこと。
 - (カ) くんじょうを行ったサイロにおいては、エアレーション等の方法で十分に中毒性ガスを排除した後でなければ、サイロから穀粒を排出させてはならない。くんじょう後、サイロから穀粒を排出させるときは、サイロ下の換気を行うとともに、当該中毒性ガスに対して有効な防毒マスクを着用して作業に従事すること。
 - (キ) サイロ内部又はサイロ下に穀粒、わらくず、堆積粉塵がある状態、又は高濃度の浮遊

粉塵が立ちこめた状態で溶接、溶断又は加熱の作業を行ってはならない。

(7) サイロ内壁又は外壁の清掃は、危険防止のためこれをなるべく専門の業者に依頼すること。ただし、サイロのホッパー部又は壁面下部の比較的安全に作業できる箇所については、安全に対し十分な措置を講じた上清掃を行う場合は、この限りではない。

(7) もみすり調製作業等

ア 共通事項のほか、特に次の事項を守ること。

(ア) 穀粒、わら屑、粉塵等の飛散防止に留意し、清掃、防じん等適切な措置をとること。

(イ) 穀粒等のサンプリングは、安全な方法で行うこと。

イ 袋とじミシンの操作においては、手のぬい込み防止に注意すること。

(8) はい付け及びはいくずしの作業

はい付け及びはいくずし作業については、労働安全に関する法令の規定に定めるところによること。

(9) フォークリフトとクレーンの運転

ア フォークリフト又はクレーンの運転は、当該作業に関する有資格者でなければこれを行ってはならない。

イ フォークリフト又はクレーンは、その許容荷重を超える荷重の荷を積載しないこと。

ウ フォーク等の下若しくはフォーク等により支持されている荷の下又はクレーンにより保持されている荷の下に人を立ち入らせ、又は通行させないこと。

エ フォークリフトの乗車席以外の部分に作業者を乗せないこと。ただし、走行を停止したフォークリフトについて、墜落を防止するための措置を講じたときは、フォーク等により支持されたパレット又はスキッドに作業者を乗せることができるが、十分に注意して作業すること。

オ フォークリフトの運転者は、フォークリフトを離れるとき、フォーク等を床面に下ろし、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するため必要な措置を講ずること。

カ フォークリフトについては、労働安全に関する法令の規定により定められた始業点検及び自主検査を行うこと。

キ クレーンの運転に際しては、一定の合図を定め、かつ、合図を行う作業者を指名し、その合図に従って運転を行うこと。

ク クレーンの運転者は、荷をつつたまま作業位置を離れてはならない。

ケ クレーンについては、労働安全に関する法令の規定により定められた仕業点検を行うこと。

(10) もみがら処理等の作業

ア もみがら又はこれの処理物、わら屑、粉塵等が、貯蔵場外へ飛散することを防止する適切な措置を講ずること。

イ くん炭等、もみがらを加熱処理する設備又はもみがら等を焼却処理する設備を用いた作業においては、次の事項を注意すること。

(ア) 火災防止及び火傷防止のため十分に注意すること。

(イ) 爆発防止のため適切な操作をすること。

ウ もみがら庫又はもみがらタンク内にもみがらが入っているときには、原則として立ち入らないこと。点検等でやむをえず立ち入る場合は、もみがらの崩壊の危険がないことを確認した上で複数で作業を行い、うち1人は庫外で内部で作業する者の安全を確保すること。

(11) 自主検定の作業

ア 作業場の中は、清潔・整頓を保つこと。

イ テストドライヤーの取扱いについては、火災の防止、火傷の防止及び粉塵の飛散防止に対する適切な措置を講ずること。

ウ 水分検定器等の取扱いについては、火傷、電撃及び火災の防止に注意すること。

(12) 事故災害への対策

ア 施設内で人身事故が発生したときは、直ちにその救護のため適切な措置を講ずること。

イ 火災又は爆発事故が発生したときは、消防法の規定により警報・消火・避難等の適切な措置を講ずること。

ウ 地震が発生したときは、火災及び倒壊事故に対し留意し、消火・運転停止・避難等適切な措置を講ずること。

エ 事業者は、アからウまでの場合における対策及びその実施方法を策定しておくこと。

オ 事業者は、次の事故が発生したとき、労働安全に関する法令に定めるところにより、報告書を所轄労働基準監督署長に提出するとともに、関係機関に報告すること。

(ア) 火災又は爆発の事故

(イ) 建築物、工作物の倒壊の事故

(ウ) 作業者が就業中に受けた負傷・窒息又は急性中毒により死亡又は休業したとき

(13) 見学者に対する配慮

見学者の観覧に対しては、作業者が見学者を誘導するとともに、見学者の観覧のために設けられた通路以外のところには立ち入らないよう注意すること。